

# 訴 状

平成30年9月19日

奈良地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田 中 幹 夫

同 富 宅 恵

同 西 村 啓

著作権に基づく差止等請求事件

訴訟物の価額 金3,541,882円

貼用印紙額 金 23,000円

## 請求の趣旨

- 1 被告らは、別紙被告作品目録記載の美術作品を制作してはならない。
  - 2 被告郡山柳町商店街協同組合は、前項記載の美術作品を構成する公衆電話ボックス様の造作水槽及び公衆電話機を廃棄せよ。
  - 3 被告らは、原告に対し、連帯して、金3,300,000円及び平成26年2月22日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

#### 1 原告

原告は、30年以上に亘り多数の国内外の美術展やギャラリーにて作品を発表してきた現代美術作家であり、新聞その他多数のメディアに掲載されてきた（原告の活動履歴：甲第1号証、メディア掲載履歴：甲第2号証）。

#### 2 被告ら

##### （1）被告郡山柳町商店街協同組合

被告郡山柳町商店街協同組合（以下、「被告協同組合」という。）は、大和郡山市柳一丁目、柳二丁目、柳三丁目、柳四丁目内の個人、中小企業者を組合員とする協同組合である（甲第3号証）。

##### （2）被告小山豊

被告小山豊（以下、「被告小山」という。）は、金魚の養殖産業が盛んな大和郡山の地域活性化を目的とする団体である「K-Pool Project」（甲第4号証）の代表である。

## 第2 原告の著作権

### 1 著作者

#### (1) 原告作品の著作者

原告は、遅くとも平成12年12月頃、別紙原告作品目録記載の美術作品（以下、「原告作品」という。）を創作し、平成12年12月16日から平成13年1月7日まで神奈川県三浦市で開催された「三浦市現代美術展＜半島1＞」にて発表した。

以下、原告作品の創作・展示の経緯を詳述する。

#### (2) 原告作品の創作・展示の経緯

- ① 原告は、平成10年、原告作品の原型となる美術作品を創作し、平成10年11月2日から同月8日まで新宿住友ビル前で開催された「トラッシュライブ'98 in 西新宿 ゴミとアーティストたち展」にて、「メッセージ」と題して初めて発表した（甲第5号証，甲第6号証の1，甲第6号証の2）。

この際、公衆電話ボックス様の造作水槽に水を容れ、同造作水槽内に設置した公衆電話機の受話器部分から気泡を出して展示をしていたが、金魚ではなく、メダカやタナゴを泳がせていた。

- ② 原告は、引き続き、以下の展示会において、公衆電話ボックス様造作水槽内にメダカやタナゴを泳がせた「メッセージ」を展示した（甲第5号証，甲第6号証の3～甲第6号証の10，甲第7号証の1～甲第7号証の4）。

- ・平成11年5月29日～同年6月27日

「いわきの美術Ⅳ 境界を超えて-立体表現の拡がり (Part I)」／いわき市立美術館（福島県いわき市）

- ・平成11年9月

「Art Forum-22 in Tama」／スペースエヌズ（東京都立川市）

- ・平成11年10月～11月

「名栗湖野外美術展」／埼玉県名栗村

- ・平成12年9月頃

「Inner Spaces Multimedia」／ポーランド・ポズナン

- ③ 原告は、以下の平成12年以降の展示会で、公衆電話ボックス様造作水槽内に金魚を泳がせた作品（原告作品）を発表した（甲第5号証，甲第6号証の11，甲第25号証）。

- ・平成12年12月16日～平成13年1月7日

「三浦市現代美術展＜半島1＞」／神奈川県三浦市

- ・平成13年3月26日～同年4月9日

グループ展「Aqua Celebration」／西荻WENZ-II（東京都杉並区）

- ④ 以後も、原告は、以下のとおり、ライフワークとして原告作品を各地で展示し続けている（甲第5号証，甲第6号証の12～甲第6号証の14，甲第7号証の5～甲第7号証の9，甲第15号証，甲第16号証）。

- ・平成14年1月5日～同月6日

「HOT HEAD WORKS 2002 装う身体／装わない身体」／スパイラルホール（東京都港区）

- ・平成14年4月3日～同月14日

「円周のない円展」／神奈川県民ホールギャラリー（横浜市）

- ・平成14年6月

「A message from a field person」／ギャラリー昨明（福島県いわき市）

- ・平成16年5月24日～7月5日

「未来へー開かれた空間展」／神奈川大学セレストギャラリー（横浜市）

- ・平成25年3月30日～31日

「Voice from Monochrome」／神奈川芸術劇場（横浜市）

- ・平成25年4月17日～同年5月5日

「山本伸樹個展～私は福島に生まれた。私は福島に住んでいる。」／伊達市梁川美術館（福島県伊達市）

- ・平成25年8月3日～同月11日

「ART MEETING 2013 田人の森に遊ぶ」／福島県いわき市

- ・平成26年8月2日～同月24日

「ART MEETING 2014 田人の森に遊ぶ」／福島県いわき市

- ・平成28年11月1日～同月27日

「仲見世でアート2016」／川崎市

- ・平成29年11月1日～同月26日

「仲見世でアート2017」／川崎市

以上のとおり、原告作品を含む「メッセージ」は、現代美術作家である原告の代表作である。

## 2 著作物性

- (1) 原告作品は、現代美術作家である原告によるパブリックアートであり、鑑賞目的の純粹美術に属するものである。
- (2) 原告作品を含む「メッセージ」には、「遠い地を流れる水の言葉に耳を傾け、美しい水と環境を守ろう」という願いが込められており、環境保全がテーマの現代美術作品である（甲第15号証，甲第16号証）。

原告作品は、街中に存在する公衆電話ボックス様の造形を水槽に仕立て、公衆電話機も設置された状態で、金魚を泳がせるという斬新な選択によって、上記テーマを落とし込みつつも、一般人にも興味を引く表現となっている。

また、金魚を泳がせた水槽という表現上必要となる金魚等の生育環境を維持する目的との関係においては、ろ過装置を備えることや、エアストーンを別途設置し、エアポンプにより酸素を送り込む構成が考えられるが、原告作品においては水中下の公衆電話の受話器部分を利用して気泡を出す仕組みを取られ（エア用チューブを内蔵）、メッセージが送られている様が表現されている。

- (3) 以上、原告作品は、テーマを貫きつつも、人を惹きつける要素も含まれ、パブリックアートとしてその表現に相当の工夫が施されたものであり、現代美

術作家である原告の個性が発揮されているものと認められる。

よって、原告作品は、原告の思想又は感情が創作的に表現されたものであり、著作物性が認められることに疑いの余地はない。

### 第3 被告による侵害行為

#### 1 侵害の事実経緯と被告作品

被告らが原告の著作権を侵害するに至った事実経緯は以下のとおりである。

##### ① 平成23年5月 金魚部創設

平成23年5月、京都造形芸術大学の銅金祐司教授（以下、「銅金教授」という。）の指導のもと、同大学の学生6名（当時一回生）による「金魚部」が創設された（甲第8号証）。

なお、被告小山が代表を務めるK-Pool Projectと銅金教授は、金魚部発足以前より面識があり、金魚部はK-Pool Projectとの出会いを契機に発足した（甲第9号証・6頁）。

##### ② 平成23年10月22日～同月29日 金魚部による「テレ金」制作・展示①

金魚部が、「2011年 おおさかカンヴァス推進事業」と題するアートイベントにおいて、公衆電話ボックスの部材を利用して造作水槽を制作し、同造作水槽内に設置した公衆電話機の受話器部分から気泡を発生させ、金魚を遊泳させる「テレ金」と題する美術作品を発表し、平成23年10月22日から29日までの間、大阪中之島公園内に展示した（甲第10号証、甲第11号証）。

原告は、上記「テレ金」が原告作品に酷似していたことから、主催団体に抗議した（甲第15号証）。

##### ③ 平成24年3月6日～同月11日 金魚部による「テレ金」制作・展示②

平成24年3月6日から同月11日までの間、金魚部が、イオンモール大和郡山で開催された映画「茜色の約束」公開記念イベントにおいて、「テレ金」を制作・展示した（甲第8号証）。

④ 平成24年3月30日～4月2日 金魚部による「テレ金」制作・展示③

平成24年3月30日から同年4月2日までの間、金魚部が、第52回大和郡山お城まつりにおいて、大和郡山市役所前に「テレ金」を制作・展示した（甲第8号証）。

⑤ 平成24年7月25日～9月28日 金魚部による「テレ金」展示の辞退

平成24年7月25日、金魚部が、「2012年 おおさかカンヴァス推進事業」に「テレ金」を展示する旨、告知した（甲第8号証）。

同年8月1日、おおさかカンヴァス推進事業のWebサイトでも告知された。

そこで、原告は、主催団体に抗議した。

その後、同年9月28日、おおさかカンヴァス推進事業のWebサイトで「辞退により展示中止」と告知された。

⑥ 平成25年3月31日 K-Pool Projectによる「テレ金」制作・展示④

平成25年3月31日、被告小山が代表を務めるK-Pool Projectが中心となり、京都造形芸術大学「金魚部」から「テレ金」の部材の提供を受けて、第53回大和郡山お城まつりにおいて、大和郡山城跡追手門前に「テレ金」を制作・展示した（甲第12号証）。

⑦ 平成25年10月12日～同月20日 金魚の会による「金魚電話」制作・展示

この時までには京都造形芸術大学の学生による金魚部は活動を停止し、「テレ金」は解体され、大和郡山の地元有志による「金魚の会」に引き継がれた。

平成25年10月12日から20日までの間、金魚の会が、「奈良・町家の芸術祭HAN ARART2013」において柳町商店街に、「テレ金」の部材を再利用して、「テレ金」と同内容の「金魚電話」と題する美術作品を展示した（甲第13号証）。なお、柳町商店街ゾーンの展示についてキュレーターとして管理監督を行ったのは、銅金教授であった（甲第13号証）。

原告は、上記展示について主催者に抗議したが、「金魚電話」は、原告の作品とコンセプトも異なり、原告作品を盗用したものでなく、著作権を侵害する

ものではないとの回答がなされた（甲第14号証）。

⑧ 平成26年2月22日 被告らによる被告作品の制作・設置（被告ら侵害行為）

平成26年2月22日，被告らが，コーヒースタンド「K coffee」（大和郡山市柳4丁目4-46）を運営する森和也（以下，「訴外森」という。）の協力を得て，「K coffee」（大和郡山市柳4丁目4-46）前に，「金魚電話」の部材を再利用して，「金魚電話」と同内容の「金魚電話ボックス」と題する別紙被告作品目録記載の美術作品（以下，「被告作品」という。）を制作・設置した。

上記を受けて，原告は，被告小山に対し，原告の著作物であることを認めるよう求めてきたが，回答を得ることはできなかった。

⑨ 平成29年3月6日 被告らとの協議経緯及び被告作品撤去

i 原告は，平成29年3月6日付書面にて，被告協同組合に対し，被告作品が原告の著作権侵害するものであることを伝えるとともに，原告と被告協同組合の共同作品として再出発させること，再出発に際しては，電話ボックスの中身を原告のオリジナル作品にリニューアルすること，制作費や現在までの侵害に対する使用料や慰謝料の請求はしないこと等を内容とする和解案を提示した（甲第15号証）。

ii 平成29年6月1日，原告は，被告作品設置場所を訪れ，被告協同組合代表理事，被告小山，訴外森と話合いの機会を持ち，その結果，被告作品に関する著作権が原告にあること，被告小山と訴外森が維持管理を引き続き行い，被告作品を存続させることについて合意した。

なお，当時，被告作品の所有者・管理責任者の所在は曖昧であったが，その後の被告協同組合における話し合いも経て，被告協同組合が所有者・管理責任者となる旨が決定されている。

iii 平成29年8月21日，被告作品の発案者が原告である旨の説明書が設置された（甲第16号証）。

iv 原告が被告作品の修正を行い，再出発するお披露目が平成29年10月26日に予



定されていたが、被告協同組合によってキャンセルされ、作品の修正も拒否された。

v 原告は、平成29年12月28日付内容証明郵便にて、被告協同組合に対し、被告作品に関する著作権が原告にある旨、被告作品内には原告が制作する緑の電話機を常設設置する旨、原告は設置作業の費用負担を被告協同組合に求めない旨、原告は使用料相当額及び過去の慰謝料も求めない旨等を内容とした協定案の締結を求めた（甲第17号証。甲第18号証参照）。

これに対し、被告協同組合は、平成30年3月28日付内容証明郵便にて、原告に対し、著作権侵害を否定しつつ、被告作品を撤去する旨を決定した旨回答した（甲第19号証）。

その後、被告協同組合は、平成30年4月10日、被告作品を撤去した（甲第20号証）。

## 2 著作権（複製権）侵害

### (1) 同一性

ア 原告作品と被告作品の対比は、別紙著作物対比表のとおりである（甲第22号証～24号証）。

イ 原告作品と被告作品は、①外観上ほぼ同一形状の公衆電話ボックス様の造作水槽内に、金魚を泳がせている点、②同造作水槽内に公衆電話機を設置し、公衆電話機を受話器部分から気泡を発生させる仕組みを採用している点において一致している。

そして、前記第2・2の著作物性においても触れたとおり、上記共通点①及び②は、原告の思想又は感情を創作的に表現した部分であり、表現上の本質的な特徴に同一性が認められる。

ウ なお、原告作品と被告作品は、①公衆電話ボックス様の造作水槽について、実際に使用されていた公衆電話ボックス部材の利用の有無（原告作品：利用無し、被告作品：利用有り）、②公衆電話ボックス様造作水槽の屋根部分の色

(原告作品：黄緑色，被告作品：赤色)，③公衆電話機の色(原告作品：黄緑色，被告作品：灰色)に相違点が存在する。

しかし，上記各相違については，これに接した者をして，原告作品との本質的な違いを認識するができないものであり，原告作品のバリエーションという程度しか捉えることができない(相違が原告の意思に反するか否かは別論)。

なお，現に，被告作品を見て，原告の作品と誤解する者が存在し，逆に，原告作品が被告作品の盗用であると誤解する者も存在した(甲第15号証)。

## (2) 依拠性

### ア 直接依拠

本件において，原告は，「テレ金」の展示の際から，再三著作権侵害の旨を伝えており，被告らは，原告作品を十分に認識していた(甲第14号証，甲第15号証，甲第23号証，甲第24号証)。

その上で，被告らは，あえて改めて，被告作品を制作しているのであるから，原告作品の利用意思が存在し，依拠性が認められる。

### イ 間接依拠

(ア) 仮に，被告らが，「テレ金」，「金魚電話」を踏襲し，原告作品を利用する意思がなかったとしても，以下のとおり，「テレ金」自体が，原告作品に依拠した複製物であるから，依拠性を否定することはできない(間接依拠)。

(イ) 「テレ金」，「金魚電話」の表現は，被告作品と同内容であることから，原告作品との間において，表現の本質的特徴に同一性が認められる。

(ウ) 金魚部による「テレ金」にせよ，金魚の会による「金魚電話」にせよ，金魚ありきの表現であるはずである。

そして，おおさかカンヴァスによる公式ページによれば，「テレ金」のコンセプトは，「金魚すくいや餌用として大量に生産・消費される金魚のあり方を再考し，伝統文化として培われてきた金魚の美を改めて見直し，美しい日本の文化として新たに開花させることを目指す」ものとされている(甲第10号証)。

このように、金魚の美を改めて見直すことがコンセプトであるとする、本来水槽としての機能を果たさない公衆電話ボックスを利用して造作水槽を制作する必然性はなく、公衆電話機の受話器部分から気泡を発生させる構成にも理由がない。

したがって、「テレ金」の表現が原告作品と偶然一致したものであるとは考え難い。

(エ) 原告作品は、前記第2・1のとおり、原告作品を含む「メッセージ」と題する美術作品を多数回にわたり制作・展示し、各種メディアに掲載されてきたものであり（甲第5～7号証）、一般人はもとより、芸術系大学の学生である金魚部にとって、十分アクセス可能性があり、「金魚」を用いた芸術作品、インスタレーションとして容易に検索可能であった。

更に、金魚部の指導者であり、金魚の会や被告小山が代表を務めるK-Pool Projectとも従前より関係があった銅金教授は（甲第9号証）、芸術系大学の教授であり、なおさらのことである。

なお、京都造形芸術大学は、金魚部の学生がいずれも平成4年前後の生まれであり、1998年（平成10年）の原告の作品をリサーチにおいても気づいておらず、参照できる状態になかった等とコメントしているが（甲第21号証）、原告は1998年（平成10年）以降も作品を制作・展示しており、学生の生年に関わらず情報へのアクセスは可能であった。

また、上記コメントは、金魚部の創設者・指導者であり、K-Pool Projectの活動に従前から関与していた銅金教授の存在を看過するものである。

(オ) 以上のとおり、金魚部による「テレ金」は、原告作品に依拠した原告作品の複製物であり、被告らは、原告作品の複製物に依拠した以上、依拠性を否定することはできない。

### (3) 小括

よって、前記1⑧のとおり被告らが被告作品を制作したことは、原告作品

に係る原告の複製権の侵害行為に該当する。

### 3 著作人格権 同一性保持権侵害

前記2のとおり、被告作品は、原告作品の本質的な特徴の同一性を維持した複製物であるが、公衆電話ボックス天井部分の色、公衆電話機の色等に、原告の意に反する修正を加えている。

よって、前記1⑧のとおり被告らが被告作品を制作したことは、原告作品に係る原告の同一性保持権を侵害するものである。

### 4 著作人格権 氏名表示権侵害

被告作品は、原告作品の複製物であるが、平成29年8月22日まで、被告作品には、原告作品に対する言及はなく、原告の氏名を表示することなく制作され、展示された。

よって、前記1⑧のとおり被告らが被告作品を制作・展示したことは、原告作品に係る原告の氏名表示権を侵害するものである。

## 第4 差止めの必要性

前記1⑨vのとおり、被告作品は撤去されるに至ったが、原告の再三にわたる抗議にもかかわらず被告らが被告作品を制作したこと、撤去に至っても、被告協同組合は著作権侵害を認めておらず、徹底的に争う姿勢を見せており（甲第19号証、甲第20号証）、その他関係者も著作権侵害を認めていないこと等から（甲第21号証）、再び原告の著作権が侵害されるおそれがある。

## 第5 廃棄請求について

被告協同組合は、原告作品の複製物である被告作品を構成していた公衆電話ボックス様の造作水槽部材及び公衆電話機を所有・占有している。

## 第6 被告らの故意

## 1 被告小山

被告小山が代表を務めるK-Pool Projectは、金魚部による「テレ金」の際から関与があり、原告による再三の抗議の事実・経過を認識しており、したがってまた、原告作品の存在も認識している。

よって、被告小山は、原告の著作権を侵害し、原告に損害が発生することを認識しながら、その事実を容認し、改めて被告作品を制作、設置したものであり、被告小山に故意が存在する。

## 2 被告協同組合

被告小山が代表を務めるK-Pool Projectは柳町商店街で活動していること、原告は、「奈良・町家の芸術祭HANARART2013」において柳町商店街に「金魚電話」が展示された際にも抗議を行っていることから、被告協同組合も、原告による抗議の事実・経過を認識しており、原告作品の存在も認識している。

よって、被告協同組合は、原告の著作権を侵害し、原告に損害が発生することを認識しながら、その事実を容認し、改めて被告作品を制作、設置したものであり、被告協同組合に故意が存在する。

## 第7 損害

### 1 使用料相当額（著作権法114条3項）

原告は30年以上に亘り多数の国内外の美術展やギャラリーにて作品を発表してきた現代美術作家であり、原告作品は原告の代表作である（甲第1号証、甲第2号証、甲第5～7号証）。

他方、被告らは、柳町商店街の集客、活性化を図るため、被告作品を同商店街内に設置し、実際多数のメディアに掲載されるなど注目を集め、多くの観光客が被告作品を一目見るために同商店街を訪れた（甲第24号証）。

そして、被告らが、平成26年2月22日から平成30年4月10日まで4年以上（1,509日）に及び展示を続け、原告自身も実施したことがない長期に及ぶ展示の

ための複製であったことに鑑みるならば、原告が著作権行使について受けるべき相当な金額（著作権法114条3項）は、金1,000,000円を下らない。

## 2 慰謝料

前記のとおり、原告は、被告らの行為により、同一性保持権及び氏名表示権を侵害され、精神的損害を被った。

そして、本件においては、「テレ金」、「金魚電話」の制作・展示について、再三原告が抗議し、被告らがその事実を認識しながらもあえて被告作品の制作・設置に及んだこと、被告らの行為によって原告が「ものまね」と誹謗中傷を受けたこと、原告は現代美術作家であり、自らの作品の著作権は活動の根幹を支えるものであり、特に原告作品は原告の代表作であること、原告が被告らの活動にも敬意を表し、何らの金銭的要求を伴わない発展的解決を提案したにもかかわらずこれを拒否したこと等から、原告が受けた精神的打撃は極めて大きい。

以上の事情を加味すると、慰謝料は各権利侵害につき1,000,000円、合計2,000,000円を下らない。

## 3 弁護士費用相当額

原告は、被告らと話し合いで解決すべく協議を継続してきたが、被告らは原告の著作権を認めず、むしろ徹底的に争う姿勢を見せた。

前記2のとおり、現代美術作家である原告にとって著作権が自身に帰属すること、自身の作品を守ることは重大であり、原告は弁護士に依頼し、本訴の提起を余儀なくされた。

原告が負担する弁護士費用のうち、少なくとも金300,000円は被告らの行為と相当因果関係を有する損害である。

## 第8 結語

よって、原告は、被告らに対し、著作権法114条1項に基づき、別紙被告作品

目録記載の美術作品の制作の差止め及び同条2項に基づき、同目録記載の美術作品を構成する公衆電話ボックスを利用した造作水槽及び公衆電話機の廃棄を求めるとともに、不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して、金3,300,000円及びこれに対する平成26年2月22日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。

以上

## 証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

## 附 属 書 類

1	訴状副本	2通
2	甲号証写し	各3通
3	資格証明書	1通
4	訴訟委任状	2通

(別紙)

## 原告作品目録

以下の写真のとおり，公衆電話ボックス様の造作水槽内に金魚を泳がせ，受話器部分から気泡を発生させている公衆電話機が同造作水槽内に設置された美術作品





(別紙)

## 被告作品目録

以下の写真のとおり，公衆電話ボックスの部材を利用した公衆電話ボックス様の造作水槽内に金魚を泳がせ，受話器部分から気泡を発生させている公衆電話機が同造作水槽内に設置された美術作品



(別紙)

## 著作物対比表

番号	原告作品	被告作品
1	公衆電話ボックス様の造作水槽、同造作内の一角に2段の棚板、同棚板上に設置された公衆電話機、水、遊泳する金魚により構成	公衆電話ボックスの部材を利用した公衆電話ボックス様の造作水槽、同造作水槽内の一角に2段の棚板、同棚板上に設置された公衆電話機、水、遊泳する金魚により構成
2	公衆電話ボックス様の造作水槽の屋根部分は黄緑色	公衆電話ボックス様の造作水槽の屋根部分は赤色
3	公衆電話機は黄緑色	公衆電話機は灰色
4	公衆電話機の受話器から気泡を発生	公衆電話機の受話器から気泡を発生